

公共施設再編計画策定に向けた検討資料について

1. 行政サービスとしての必要性の検討

施設の用途別サービスの特性を踏まえ、行政が主体となってサービスを提供する必要性を整理する。

(1) 検討の考え方

(法令上の義務付け)

【検討の指標】

- ・ 根拠法令における条文から、設置を義務付けている程度を区分する。

[程度区分の考え方]

- 1) 義務：～しなければならない 等
- 2) 推奨：～することが望まれる 等
- 3) 可能：～することができる 等

(行政関与の必要性)

- ・ 根拠条例等におけるサービス内容の定義からサービス圏域や受益者の範囲を整理し、公共性の高いサービスと市場性の高いサービスを峻別する。

[公共性／市場性を分析する視点]

公共性の高いサービスの要件	市場性の高いサービスの要件
<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益が不特定多数の市民に及ぶ ・ サービスの利用が、他の市民による利用を妨げない(排他性がない) ・ 対価としての料金徴収が困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受益者が限定される ・ サービスの利用が、他の市民の利用機会を制限する(排他性がある) ・ 対価としての料金徴収が可能

(設置目的の達成状況)

- ・ 既存の施設を設置した当初の目的を踏まえ、問題とされていた状況が改善されていないか、状況が変化して設置の意義が薄れていないかを確認する。

(2) アウトプットのイメージ

- ・ 「行政が提供すべき／民間による提供の余地がある／民間による提供事例が多い」等の3区分程度に分類する(次頁参照)。

【計画策定に向けた留意点】

- ・ 民間による提供の余地があるサービスであっても、手を上げる事業者の有無や、人口規模等から見た採算性などの実現性・実行性に留意する必要がある。

(参考) サービスの必要性に関する検討のアウトプットのイメージ

白書における「用途」分類を定義した「施設」分類として再整理する

用途	根拠法令	法令上の義務付け			提供サービスの目的・内容	行政関与の必要性			行政サービスとしての必要性
		義務	推奨	可能		公共性	...	市場性	
庁舎・支所等	地方自治法				市の行政事務を処理するため、窓口、執務、議会などの機能をもつ中核施設。本庁舎市民課、支所、市民サービスコーナーでは、各種証明の交付や納税の手続き等を行うことができる。				
生涯学習センター	社会教育法				市民の生涯学習の推進に資するための拠点となる教育機関。趣味や教養などの講座・講習会を開催し、地域のくらしと文化を高め、豊かな人間性を培う多様な学習機会を提供する。				
図書館	図書館法				図書、記録その他必要な資料を収集、整理、保存して市民の利用に供し、その教養、調査、研究、レクリエーション等に資することを目的とした施設。各種図書資料の貸出や、おはなし会、講演会、講習会等の企画・開催などを行っている。				
学校施設	学校教育法	●			満6才から6年間の義務教育を行うための学校教育施設。				
			●		小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて行われる義務教育のための学校教育施設。				
保育園	児童福祉法				保護者が就労等により日中の保育に欠ける乳幼児の健全育成を図るため、適切な生活の場を提供し養護と教育を行う施設。				
子育て支援センター	-				市内の親子を対象に、育児やしつけなど子育ての不安に関して、子育てアドバイザーによる助言・指導を行う施設。子育てに関する情報の収集や提供をするほか、交流の場の提供、子育てサークル等の育成及び支援などの業務を行っている。				
青少年施設	青少年会館	-			青少年に交流と活動の場を提供し、青少年の健全な育成を図ることを目的とした施設。未就学児とその保護者から中高生や若者までを対象に、嘱託職員や外部講師による様々な講座が開催されている。				
	子ども会館	児童福祉法			心身の健やかな育成を図ることを目的とし、地域の0歳児から中学生までに適切な遊びの場を提供する施設。				
	子どもの家	児童福祉法			保護者の仕事や疾病などの事情によって、学校から帰宅して世話をする人がいない子どもに対して、家庭的な生活ができるような場所を提供する施設。				
福祉センター	介護保険法 老人福祉法				福祉の増進及び福祉活動の促進を図ることを目的とし、福祉団体・ボランティア等を支援する地域活動の拠点施設。老人デイサービス・療育に関する民営施設や相談窓口を併設し、各種介護サービスの拠点施設。				
福祉施設	高齢者福祉関連施設	老人福祉法							
	障害者・児童福祉関連施設	児童福祉法 障害者自立支援法			知的障害児の通園・リハビリ指導・言語聴覚指導を行っている「あおぞら園」と、知的障害者の通所更生・授産施設である「鎌倉はまなみ」、障害児の放課後余暇支援施設「障害児活動支援センター」の3施設がある。				
勤労福祉会館	-				勤労市民の産業や文化・教養の向上と福祉増進を目的に設置。ホールのほか、会議室、和室、美術・工芸用の造形室、ダンスなどに利用できる多目的室のほか、パーティ・会食に利用できる集客室がある。				
鎌倉芸術館	-				芸術文化の振興を図るため、1,500席の大ホール及び600席の小ホールなど、本格的なホールを持つ文化施設。ホールのほか、ギャラリーやスタジオ、会議室などが利用できる。				
スポーツ施設	都市公園法				体育館は3施設あり、武道館には剣道場、弓道場、柔道場、多目的室などが設置。そのほか、鎌倉海浜公園水泳プール、こもれび山崎温水プール(室内プール)、サッカーや軟式野球などの球技が楽しめる深沢多目的スポーツ広場などがあり、それぞれ個人や団体に利用できる。				
市営住宅	-								
消防施設	消防組織法	●			水害・火災等の各種災害や事故に対する警戒防御、予防、救急業務、救助業務、消防機械器具の整備などを通じ、市民の安全の確保を図るための施設。				

根拠法令における条文から、設置を義務付けている程度を区分する。

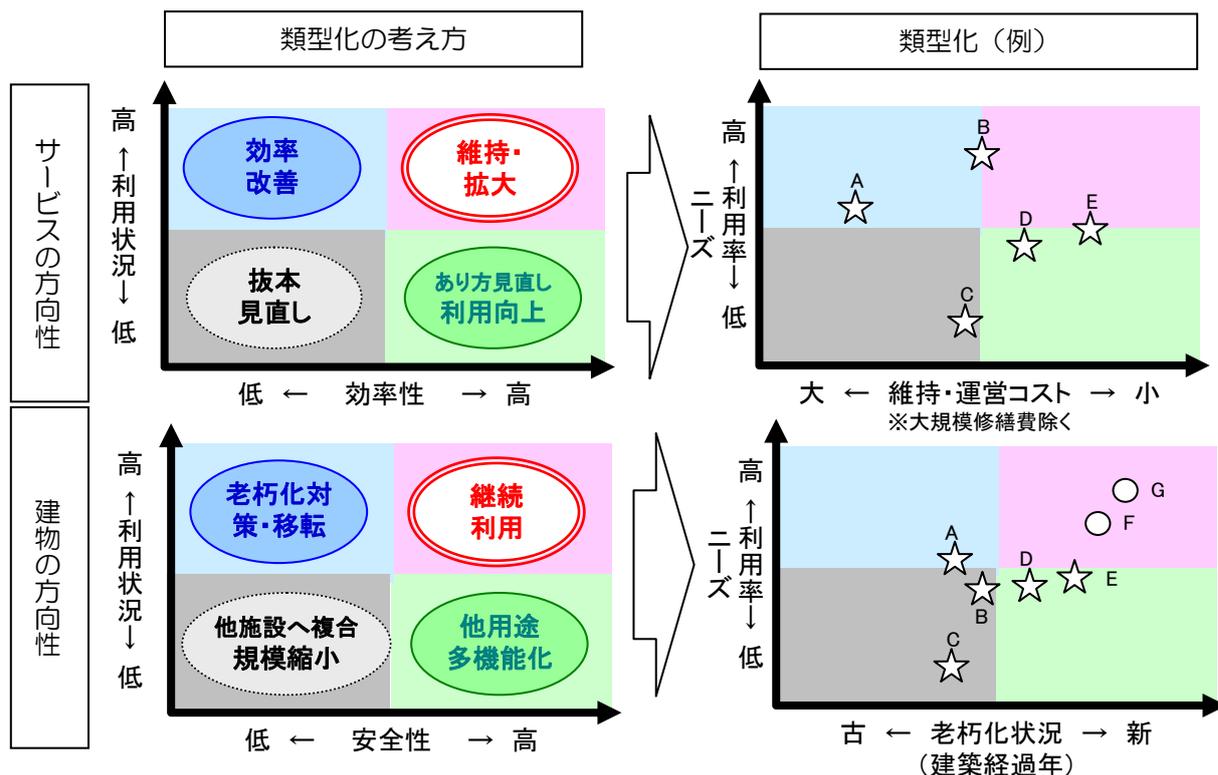
根拠条例等におけるサービス内容の定義からサービス圏域や受益者の範囲を整理し、公共性の高いサービスと市場性の高いサービスを峻別。

「行政が提供すべき／民間による提供の余地がある／民間による提供事例が多い」等の3区分程度に分類

2. サービス、建物の方向性の検討

(1) 施設分析の基本的な考え方

対象施設における、「提供するサービス」（ソフト面）と「サービス提供に利用する建物」（ハード面）の大きく 2 つに着目して現状・課題を明らかにし、把握した現状・課題を踏まえて、どのような方向性で公共施設のあり方について見直しを進めるべきかを検討する。



注) これらの方向性はあくまでも可能性の一つであることに留意が必要である。複数の方向性が想定される場合もあるほか、具体的な再編手法の検討に際しては、個別施設レベルで詳細な現状分析を実施する。

(2) 対象施設

市民が利用する以下 12 分類を対象とする。

【対象とする施設分類】

生涯学習センター、図書館、学校施設、保育園、子育て支援センター、青少年施設、福祉センター、福祉施設、勤労福祉会館、鎌倉芸術館、スポーツ施設、市営住宅

※統一指標として、利用数が把握できない施設は分析対象外（庁舎・支所等、消防施設等）

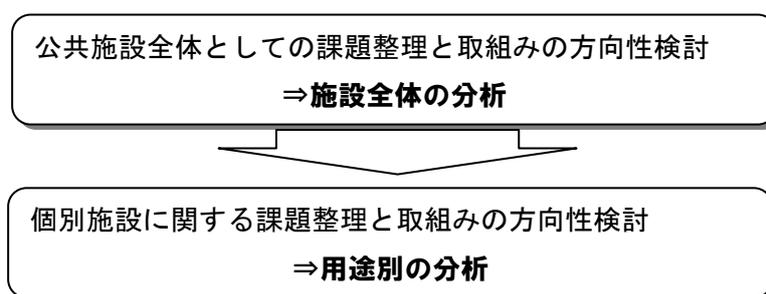
(3) 分析の進め方

【ステップ1】

まず、公共施設全体として見た課題と方向性を把握・検討するために、俯瞰的に見た全施設の現況分析を実施します。

【ステップ2】

その上で、より具体的な取組みの方向性を明らかにするため、用途別施設の現況分析を実施します。



(4) 分析の視点（指標）について

各施設の現状については、以下に示す視点に基づいて把握することが考えられる。

なお、本資料では、公共施設白書や過年度調査において統一的に把握可能な情報を踏まえ、下線の視点に基づく分析結果を示す。

○ 施設の老朽化状況（早期に大規模修繕や建替えが必要か）

- ・ 経過年数・・・建設してから平成25年度までの年数
- ・ 保全度・・・早急に改善が必要なもの

○ 利用（需要と供給のバランスが取れているか）

- ・ 供給・・・貸室・スペースの数、面積、定員
- ・ 需要・・・利用人数や利用率

○ コスト（施設に関する収支）

- ・ 収入・・・使用料
- ・ 支出・・・1㎡当たり施設に係るコスト

表 対象施設一覧表

用途	施設名	地域	延床面積 (m ²)	老朽化		利用(H22)										コスト(H22)										備考 利用数の指標(単位)	
				保全度 ※早急に 改善が 必要な 施設: ●	経過年数 (年)	利用数 (人)	指標 (単位)	1日当たり 利用数 (人/日) ※利用数を 各施設の 運営日数 で除した値	1㎡・1日 当たり 利用数 (人/日・㎡)	利用者1人 当たりの 延床面積 (㎡/人)	定員数 (人) ※定員が無い 施設は1日当 たりの利用数	基準面積 (㎡)	1人当たりの 基準面積 (㎡/人)	利用率 (%)	施設に係る コスト (千円)	1㎡当たり 施設に係る コスト (円/㎡)	事業運営に 係るコスト (千円)	維持管理に 係る人件費 (千円)	1㎡当たり 維持管理に 係る人件費 (千円/㎡)	減価償却 相当額 (千円)	トータル コスト (千円)	利用者1人 当たりの トータルコスト (千円/人)	収入 (千円)	現金を伴う 収支 (千円) ※支出-収入			
A	B	C	D	E	F=E/A	G=A/D	H	I	J=I/H	K=J/G	L	M=L/A	N	O	P	Q	R=L+N+Q	S=R/D	T	U=L+N-T							
生涯学習センター	鎌倉生涯学習センター	鎌倉	5,075		31	470,679	年間利用件数	1,356	0.27	3.74	339	330	1.0	26%	113,050	22	73,788	4,322	0.9	25,380	212,217	0.45	23,549.74	163,287.66	利用件数×定員数		
生涯学習センター	鎌倉生涯学習センター	鎌倉	744		14	136,370	年間利用件数	393	0.53	1.89	237	330	1.4	74%	7,250	10	18,383	634	0.9	7,020	32,653	0.24	3,890.38	21,742.88			
生涯学習センター	深沢生涯学習センター	深沢	1,619		33	315,022	年間利用件数	908	0.56	1.78	215	330	1.5	86%	11,502	7	8,024	1,379	0.9	6,434	25,960	0.08	4,728.79	14,797.25			
生涯学習センター	大船生涯学習センター	大船	587		49	118,646	年間利用件数	342	0.58	1.72	138	330	2.4	139%	9,807	17	8,061	500	0.9	3,717	21,585	0.18	3,004.56	14,864.10			
生涯学習センター	玉縄生涯学習センター	玉縄	760	●	26	204,584	年間利用件数	590	0.78	1.29	316	330	1.0	81%	9,814	13	8,019	647	0.9	5,734	23,567	0.12	3,944.87	13,887.69			
生涯学習センター	玉縄生涯学習センター一分室	玉縄	818		15	102,397	年間利用件数	295	0.36	2.77	130	330	2.5	92%	9,687	12	712	697	0.9	0	10,399	0.10	2,659.19	7,740.21			
図書館	中央図書館	鎌倉	2,539		39	141,777	年間貸出者数	424	0.17	5.99	424	592	1.4	23%	82,432	32	132,850	7,653	3.0	7,596	222,877	1.57	856.46	214,425.16	貸出者数		
図書館	鎌倉図書館	鎌倉	684		14	71,083	年間貸出者数	213	0.31	3.21	213	592	2.8	86%	5,035	7	44,135	2,063	3.0	6,457	55,628	0.78	81.81	49,088.39			
図書館	深沢図書館	深沢	1,108		33	78,544	年間貸出者数	233	0.21	4.75	233	592	2.5	53%	6,155	6	32,533	3,338	3.0	4,402	43,090	0.55	107.86	38,580.46			
図書館	大船図書館	大船	587		48	105,056	年間貸出者数	317	0.54	1.85	317	592	1.9	101%	6,804	12	33,866	1,768	3.0	3,717	44,326	0.42	106.35	40,503.07			
図書館	玉縄図書館	玉縄	512		26	66,488	年間貸出者数	204	0.40	2.51	204	592	2.9	116%	5,526	11	33,771	1,543	3.0	3,716	43,013	0.65	66.01	39,231.15			
学校施設	第一小学校	鎌倉	8,524		48	818	児童生徒数	818	0.10	10.42	818	4,929	6.0	58%	107,172	13	0	2,466	0.3	0	0	0.00	0.00	107,171.66	児童生徒数		
学校施設	第二小学校	鎌倉	5,342		46	446	児童生徒数	446	0.08	11.98	446	3,745	8.4	70%	68,116	13	0	1,546	0.3	0	0.00	0.00	68,115.86				
学校施設	御成小学校	鎌倉	8,126		15	558	児童生徒数	558	0.07	14.56	558	4,149	7.4	51%	101,969	13	0	2,351	0.3	0	0.00	0.00	101,968.59				
学校施設	稲村ヶ崎小学校	鎌倉	4,163		33	228	児童生徒数	228	0.05	18.26	228	2,655	11.6	64%	51,387	12	0	1,205	0.3	0	0.00	0.00	51,387.35				
学校施設	鎌倉小学校	鎌倉	6,470		49	403	児童生徒数	403	0.06	16.05	403	3,530	8.8	55%	81,583	13	0	1,872	0.3	0	0.00	0.00	81,582.54				
学校施設	深沢小学校	深沢	8,466		44	808	児童生徒数	808	0.10	10.48	808	4,899	6.1	58%	107,056	13	0	2,450	0.3	0	0.00	0.00	107,055.81				
学校施設	小坂小学校	大船	6,749	●	28	560	児童生徒数	560	0.08	12.05	560	4,155	7.4	62%	85,995	13	0	1,953	0.3	0	0.00	0.00	85,994.83				
学校施設	玉縄小学校	玉縄	7,173		48	599	児童生徒数	599	0.08	11.97	599	4,272	7.1	60%	89,297	12	0	2,075	0.3	0	0.00	0.00	89,296.89				
学校施設	大船小学校	大船	6,458		36	401	児童生徒数	401	0.06	16.10	401	3,520	8.8	55%	80,650	12	0	1,869	0.3	0	0.00	0.00	80,649.91				
学校施設	山崎小学校	深沢	5,740		44	694	児童生徒数	694	0.12	8.27	694	4,557	6.6	79%	73,840	13	0	1,661	0.3	0	0.00	0.00	73,840.24				
学校施設	今泉小学校	大船	8,003		42	413	児童生徒数	413	0.05	19.38	413	3,580	8.7	45%	98,815	12	0	2,316	0.3	0	0.00	0.00	98,815.06				
学校施設	西鎌倉小学校	鎌倉	7,527		40	690	児童生徒数	690	0.09	10.91	690	4,545	6.6	60%	95,925	13	0	2,178	0.3	0	0.00	0.00	95,925.08				
学校施設	七里カヌー小学校	鎌倉	4,923		38	353	児童生徒数	353	0.07	13.95	353	3,280	9.3	67%	64,278	13	0	1,424	0.3	0	0.00	0.00	64,278.37				
学校施設	関谷小学校	玉縄	5,968		35	407	児童生徒数	407	0.07	14.66	407	3,550	8.7	59%	75,489	13	0	1,727	0.3	0	0.00	0.00	75,489.35				
学校施設	榑木小学校	玉縄	5,582		29	383	児童生徒数	383	0.07	14.57	383	3,430	9.0	61%	68,453	12	0	1,615	0.3	0	0.00	0.00	68,452.85				
学校施設	富士塚小学校	深沢	7,649		37	237	児童生徒数	237	0.03	32.27	237	2,700	11.4	35%	94,665	12	0	2,213	0.3	0	0.00	0.00	94,665.39				
学校施設	第一中学校	鎌倉	5,574		29	215	児童生徒数	215	0.04	25.93	215	3,126	14.5	56%	66,190	12	0	1,613	0.3	0	0.00	0.00	66,190.31				
学校施設	第二中学校	鎌倉	5,264		3	148	児童生徒数	148	0.03	35.57	148	2,724	18.4	52%	63,991	12	0	1,523	0.3	0	0.00	0.00	63,990.65				
学校施設	御成中学校	鎌倉	8,350	●	47	341	児童生徒数	341	0.04	24.49	341	3,882	11.4	46%	99,655	12	0	2,416	0.3	0	0.00	0.00	99,655.42				
学校施設	鎌倉中学校	鎌倉	6,745		36	323	児童生徒数	323	0.05	20.88	323	3,774	11.7	56%	80,497	12	0	1,952	0.3	0	0.00	0.00	80,496.55				
学校施設	深沢中学校	深沢	7,363		48	453	児童生徒数	453	0.06	16.25	453	4,554	10.1	62%	88,327	12	0	2,130	0.3	0	0.00	0.00	88,327.06				
学校施設	大船中学校	大船	7,036		56	447	児童生徒数	447	0.06	15.74	447	4,518	10.1	64%	84,326	12	0	2,036	0.3	0	0.00	0.00	84,326.47				
学校施設	玉縄中学校	玉縄	7,600		40	565	児童生徒数	565	0.07	13.45	565	5,056	8.9	67%	90,909	12	0	2,199	0.3	0	0.00	0.00	90,908.67				
学校施設	岩瀬中学校	大船	7,881		33	409	児童生徒数	409	0.05	19.27	409	4,290	10.5	54%	93,060	12	0	2,280	0.3	0	0.00	0.00	93,060.16				
学校施設	手広中学校	深沢	6,911		31	282	児童生徒数	282	0.04	24.51	282	3,528	12.5	51%	83,696	12	0	2,000	0.3	0	0.00	0.00	83,696.09				
保育園	材木座保育園	鎌倉	495		41	107	児童数	107	0.22	4.63	90	401	4.5	96%	10,552	21	145,049	1,240	2.5	1,664	157,265	1,469.76	34,529.08	121,071.77	児童数		
保育園	稲瀬川保育園	鎌倉	509	●	37	95	児童数	95	0.19	5.36	90	401	4.5	83%	12,689	25	146,558	1,275	2.5	1,909	161,156	1,696.38	28,348.69	130,898.51			
保育園	鎌倉保育園	鎌倉	835		45	110	児童数	110	0.13	7.59	90	401	4.5	59%	12,409	15	174,273	2,091	2.5	3,498	190,180	1,728.91	33,430.32	153,251.50			
保育園	深沢保育園	深沢	988		6	111	児童数	111	0.11	8.90	100	446	4.5	50%	11,053	11	164,571	2,474	2.5	5,889	181,513	1,635.25	38,458.16	137,165.10			
保育園	寺分保育園	深沢	908		32	100	児童数	100	0.11	9.08	90	401	4.5	100%	11,926	13	148,174	2,274	2.5	3,278	163,378	1,633.78	32,846.01	127,253.84			
保育園	大船保育園	大船	692		17	82	児童数	82	0.12	8.44	80	356	4.5	53%	9,798	14	142,627	1,734	2.5	4,585	157,011	1,914.77	26,459.36	125,966.25			
保育園	岡本保育園	玉縄	637		33	103	児童数	103	0.16	6.19	90	401	4.5	72%	9,938	16	145,888	1,595	2.5	2,312	158,138	1,535.32	37,715.90	118,110.88			
子育て支援センター	鎌倉子育て支援センター	鎌倉	52		13	10,953	大人と子どもの合計利用者数	43	0.83	1.21	43	0	0	0	7,481	130	2.5	412	7,893	0.72	0.00	7,481.00	0.00	7,481.00		大人と子どもの合計利用者数	
子育て支援センター	深沢子育て支援センター	深沢	23		6	7,625	大人と子どもの合計利用者数	30	0.13	7.46	30	0	0	1,057	5	8,544	558	2.5	2,273	11,874	1.56	0.00	9,600.15	0.00			9,600.15
子育て支援センター	大船子育て支援センター	大船	122		39	13,055	大人と子どもの合計利用者数	54	0.44	2.27	54	0	0	0	7,481	305	2.5	284	7,765	0.59	0.00	7,481.00	0.00	7,481.00			
青少年施設	鎌倉青少年会館	鎌倉	624		13	15,408	青少年会館と子どもの家の合計利用者数	52	0.08	11.90	52	86	1.7	14%	7,543	12	15,297	1,562	2.5	4,311	27,151	1.76	416.00	22,424.00			
青少年施設	玉縄青少年会館	玉縄	1,211		43	37,444	青少年会館と子どもの家の合計利用者数	127	0.11	9.51	127	210	1.7	17%	7,214												

対象施設一覧表の項目説明（定義）

項目		単位	説明	記号
延床面積		㎡	当該施設が専有している建物又はスペースの総延床面積	A
老朽化	保全度	—	保全度調査において、平成25年4月時点で早急に対応が必要な部位・設備等がある施設に「●」と記載	B
	経過年数	年	当該施設の建設年度から平成25年度までの経過年数	C
利用	利用数	人	当該施設の年間利用人数(指標については備考を参照)	D
	1日当たりの利用数	人/日	当該施設の利用数を運営日数で割った値	E
	1㎡・1日当たりの利用数	人/日・㎡	当該施設の専有延床面積1㎡当たりを利用している1日当たりの人数	F (=E/A)
	利用者1人当たりの延床面積	㎡/人	当該施設の1日の利用者1人当たりが使用している延床面積	G (=A/D)
	定員数	人	当該施設の収容人数(各貸スペース(※)合計) ※貸スペースが無く収容人数が定められていない施設については、1日当たりの利用人数を表示	H
	基準面積	㎡	法令等により、当該施設の設置基準において定められている必要面積(設置基準については本資料のP11～15を参照)	I
	1人当たりの基準面積	㎡/人	当該施設における収容人数(定員数)当たりに必要な基準面積	J (=I/H)
	利用率	%	1人当たりの基準面積に対して、実際の利用者1人当たりが使用している延床面積の割合	K (=J/G)
コスト	施設に係るコスト	千円	当該施設を建物・土地の維持管理していくために必要なコスト(年間支出)(修繕費+光熱水費+建物管理委託費+土地賃借料+土地・建物以外賃借料+車両・備品購入費)	L
	1㎡当たりの施設に係るコスト	千円/㎡	当該施設専有の総延床面積1㎡当たりの土地・建物の維持管理に係る年間支出	M (=L/A)
	事業運営に係るコスト	千円	当該施設の人件費や、そこで行われている事業費、事業に係る消耗品等のコスト(年間支出)(人件費+事務委託料+負担金補助及び交付金+利息償還金+その他物件費等)	N
	維持管理に係る人件費	千円	当該施設の維持管理に係る人件費(各施設において維持管理を担当している職員人数×職員1人当たりの平均人件費(※)) ※事務事業評価に用いたH24職員人件費の平均額(超過勤務手当額を含む)	O
	1㎡当たりの維持管理に係る人件費	千円/㎡	当該施設専有の総延床面積1㎡当たりの維持管理に係る人件費	P
	減価償却相当額	千円	当該施設の使用や時間経過による建物等の価値減少分のコスト	Q
	トータルコスト	千円	当該施設に係る総コスト(施設に係るコスト+事業運営に係るコスト+減価償却相当額)	R (=L+N+Q)
	利用者1人当たりのトータルコスト	千円/人	当該施設の年間利用者1人当たりに係る総コスト	S (=R/D)
	収入	千円	当該施設の年間収入(施設使用に係る料金収入等)	T
	現金を伴う収支	千円	当該施設の1年間の収入と支出の差額(施設に係るコスト+事業運営に係るコスト-収入)	U (=L+N-T)

(5) 公共施設全体の現況分析（ステップ1）

①サービスの方向性に関する分析

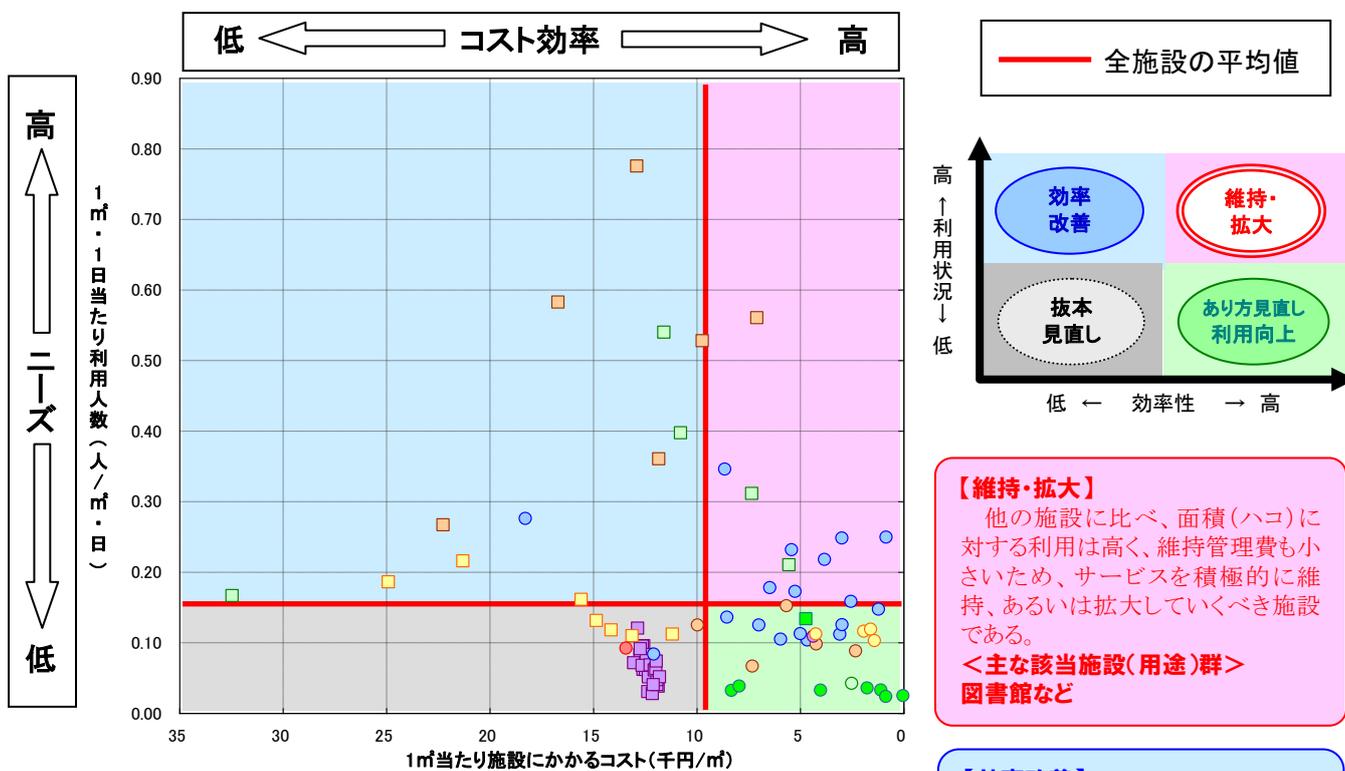
1) 【コスト効率】－【ニーズ】で見た場合

利用状況の指標として施設のニーズ（利用人数）、効率性の指標としてコスト（施設に係るコスト）を用いて、サービスの方向性を分析する。

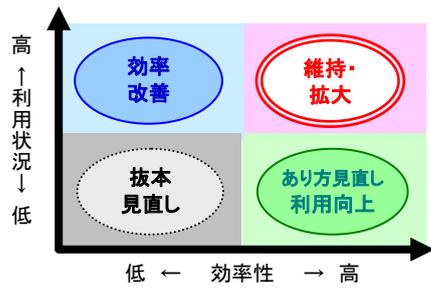
利用状況（縦軸）：施設のニーズ（1㎡・1日当たりの利用人数＝年間利用人数÷運営日数÷延床面積）
 効率性（横軸）：施設のコスト効率（1㎡当たり施設に係るコスト＝修繕費＋光熱水費＋建物管理委託費＋土地賃借料＋土地・建物以外賃借料＋車両・備品購入費）

※生涯学習センター、社会福祉センターは、公共施設白書で利用件数を把握しているため、各室の利用件数に定員数を乗じて利用人数を推計。

※学校施設における光熱費以外の施設に係るコストは、施設関連経費として一括で把握されているため面積按分で概算。



— 全施設の平均値



【維持・拡大】
 他の施設に比べ、面積（ハコ）に対する利用は高く、維持管理費も小さいため、サービスを積極的に維持、あるいは拡大していくべき施設である。
<主な該当施設(用途)群>
 図書館など

【効率改善】
 ニーズは高いが、コスト効率が低いため、施設の効率的な管理運営が求められる。
<主な該当施設(用途)群>
 生涯学習センターなど

凡	例	
生涯学習センター	図書館	学校施設
保育園	子育て支援センター	青少年施設
福祉センター	福祉施設	勤労福祉会館
鎌倉芸術館	スポーツ施設	市営住宅

【抜本見直し】
 ニーズが低くコスト効率も低いため、サービス継続の是非を検討する余地がある。
<主な該当施設(用途)群>
 学校施設(※)、保育園、福祉センターなど
 ※学校教育法により設置が義務付けられている

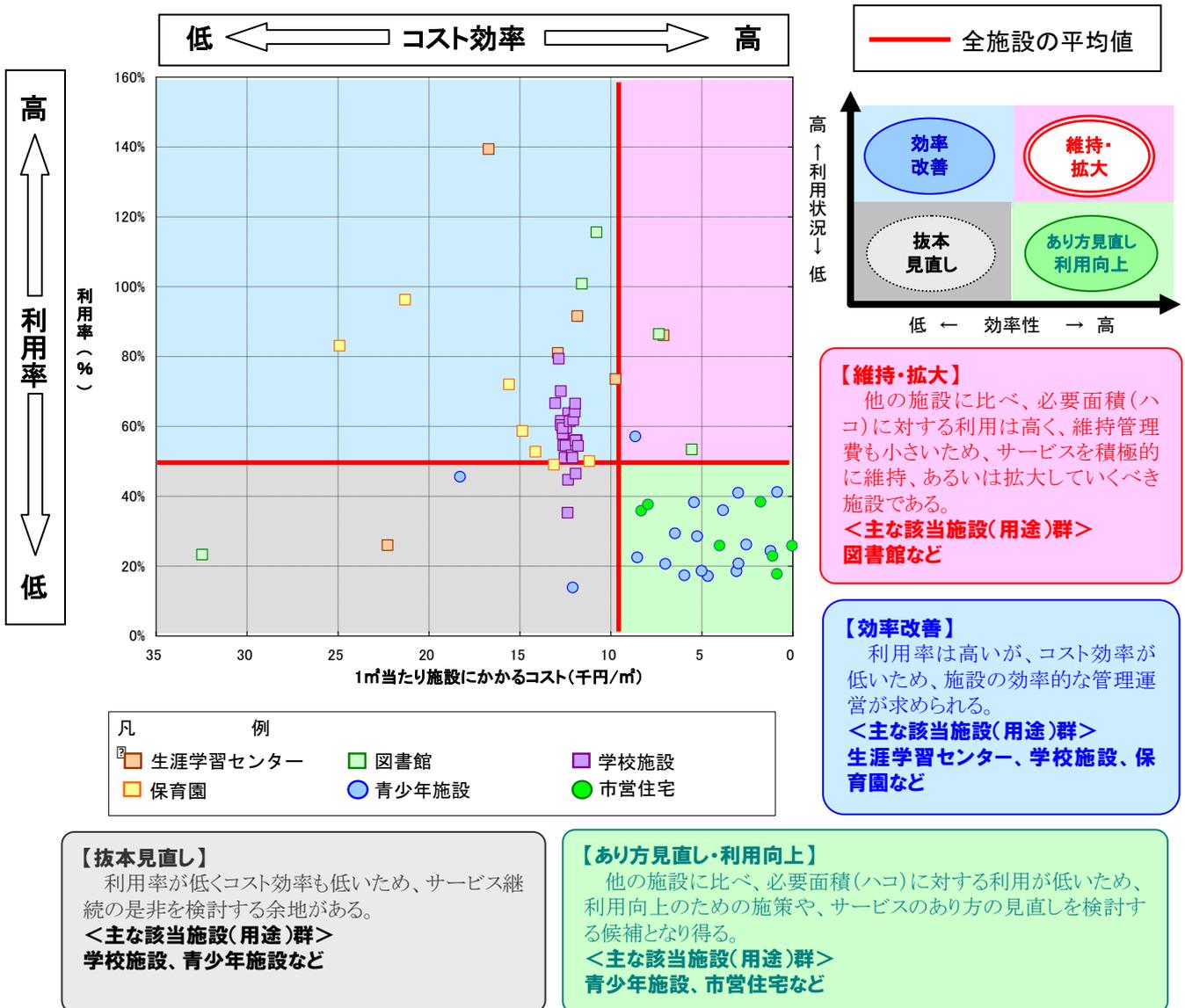
【あり方見直し・利用向上】
 他の施設に比べ、面積（ハコ）に対する利用が低いため、利用向上のための施策や、サービスのあり方の見直しを検討する候補となり得る。
<主な該当施設(用途)群>
 子育て支援センター、青少年施設、福祉施設、スポーツ施設、市営住宅など

2) 【コスト効率】－【利用率】で見た場合

利用状況の指標として施設の利用率、効率性の指標としてコスト（施設に係るコスト）を用いて、サービスの方向性を分析する。

利用状況（縦軸）：施設の利用率（利用率＝1人当たり基準面積÷利用者1人当たり延床面積）
 効率性（横軸）：施設のコスト効率（1㎡当たり施設に係るコスト＝修繕費＋光熱水費＋建物管理委託費＋土地賃借料＋土地・建物以外賃借料＋車両・備品購入費）

※学校施設における光熱費以外の施設に係るコストは、施設関連経費として一括で把握されているため面積按分で概算。



②建物の方向性に関する分析

1) 【老朽化状況】－【ニーズ】で見た場合

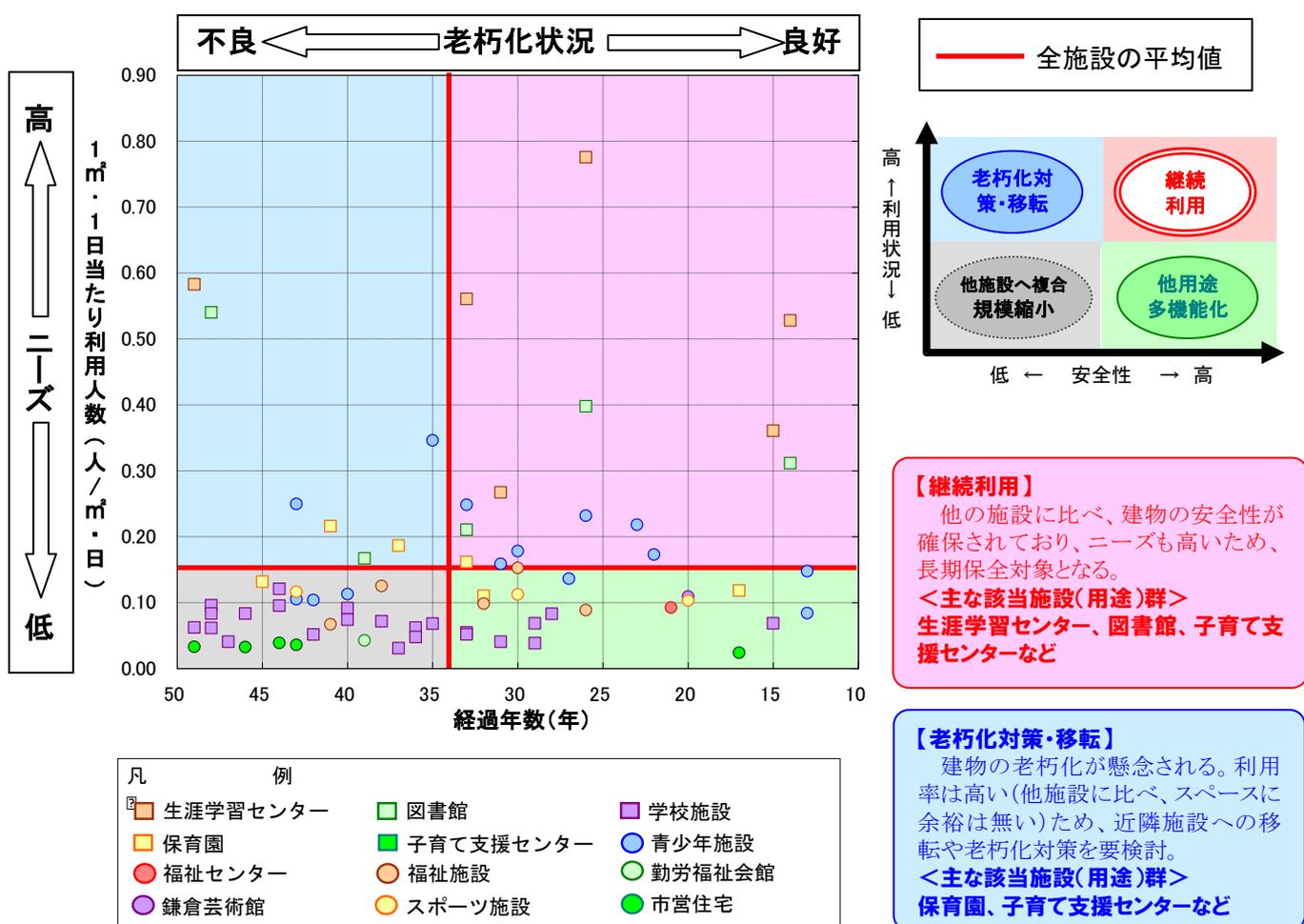
利用状況の指標として施設のニーズ（利用人数）、安全性の指標として施設の老朽化状況（経過年数）を用いて、建物の方向性を分析する。

なお、ここでは、施設のニーズとして、施設がどれくらいの人に使われているかを把握するため、1㎡当たりの利用人数（1日当たり）を全施設統一した指標として用いる。

利用状況（縦軸）：施設のニーズ（1㎡・1日当たりの利用人数＝年間利用人数÷運営日数÷延床面積）

安全性（横軸）：施設の老朽化状況（経過年数＝平成25年度－建設年度）

※生涯学習センター、社会福祉センターは、公共施設白書で利用件数を把握しているため、各室の利用件数に定員数を乗じて利用人数を推計。



【継続利用】
 他の施設に比べ、建物の安全性が確保されており、ニーズも高いため、長期保全対象となる。
<主な該当施設(用途)群>
 生涯学習センター、図書館、子育て支援センターなど

【老朽化対策・移転】
 建物の老朽化が懸念される。利用率は高い(他施設に比べ、スペースに余裕は無い)ため、近隣施設への移転や老朽化対策を要検討。
<主な該当施設(用途)群>
 保育園、子育て支援センターなど

【他施設へ複合・規模縮小】
 建物の老朽化が懸念され、面積に対するニーズも低い。近隣他施設への移転が困難な場合は、大規模修繕や建替えに合わせ複合化や規模縮小の検討することが求められる。
<主な該当施設(用途)群>
 学校施設、勤労福祉会館、市営住宅など

【他用途・多機能化】
 他の施設に比べ、建物の安全性が確保されているが、ニーズが低い(スペースに余裕がある)ため、他用途としての活用を検討する、あるいは多機能化・複合化施設としての受け入れの余地がある(条件が合えば、社会実験等による短期計画のモデル事業となり得る)。
 なお、建物は長期保全対象。
<主な該当施設(用途)群>
 青少年施設、福祉センター、福祉施設、鎌倉芸術館、スポーツ施設など

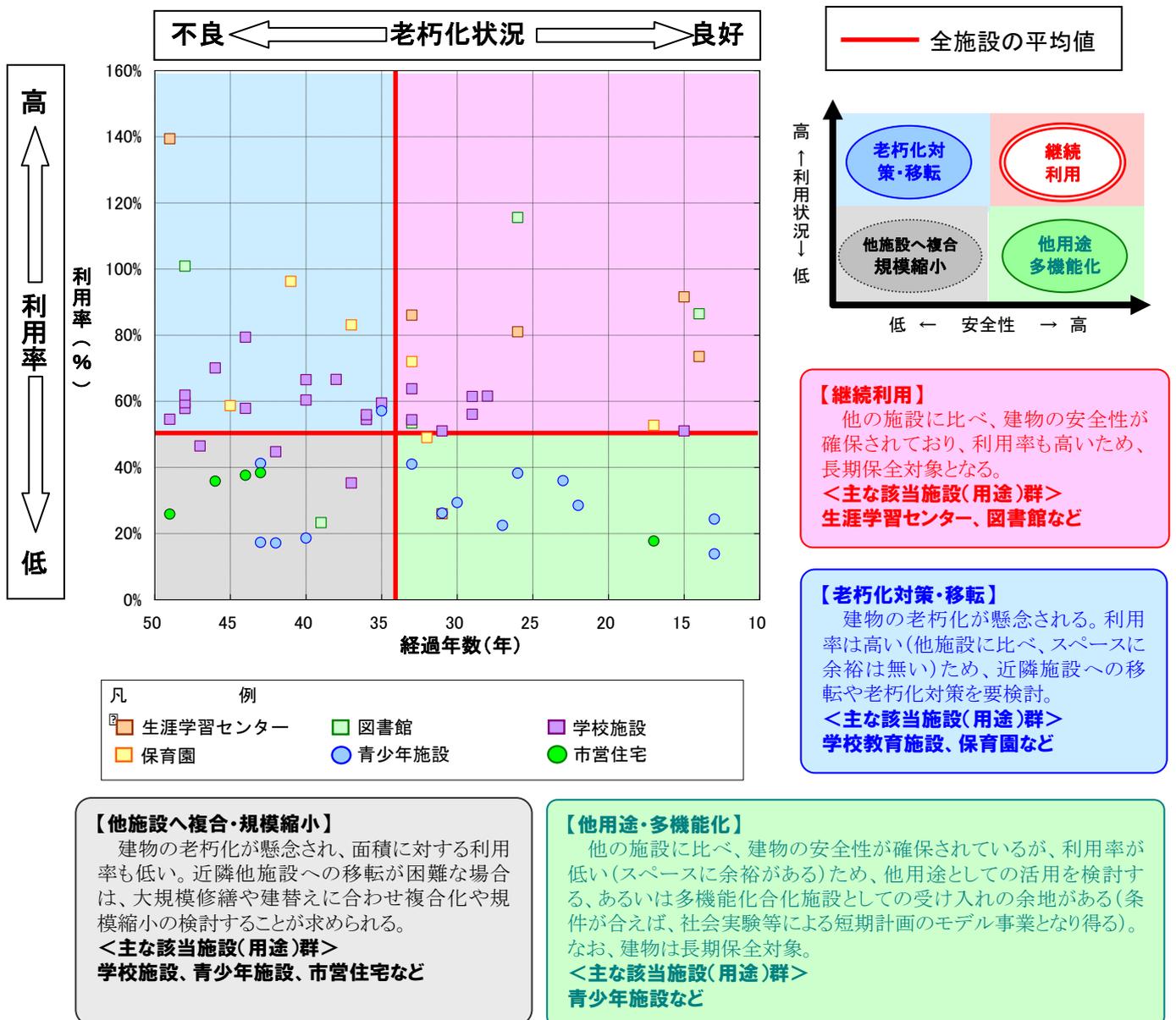
2) 【老朽化状況】－【利用率】で見た場合

必要性の指標として施設の利用率、安全性の指標として施設の老朽化状況（経過年数）を用いて、建物の方向性を分析する。

利用率は、設置基準（定員数（利用者）1人当たりの基準面積）に対し、どれくらいのスペースを利用しているか（余裕があるか）を示した割合と定義する。

各施設の設置基準については、章末参考資料を参照。

利用状況（縦軸）：施設の利用率（利用率＝1人当たり基準面積÷利用者1人当たり延床面積）
 安全性（横軸）：施設の老朽化状況（経過年数＝平成25年度－建設年度）



(参考) 各施設の設置基準

(i) 生涯学習センター

生涯学習センターの1人当たり最低面積基準 $=330(\text{m}^2) \div$ 貸室の定員数(ホールを除く)(人)

『「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について』(昭和35年2月4日 文部省社会教育局長通達)に示された公民館の面積基準を用いる。

5 連絡等にあたる公民館

市町村内に公民館が二以上ありその何れもが市町村の一定区域を対象とする場合には、そのうちのーに、その公民館の事業に加えて展覧会、講演会その他市町村の全地域におよぶ規模の大きな事業、色刷ポスターあるいは教材映画の製作など特殊な設備と技術を要し、個々の公民館で処理することが不相当と認められる事業その他公民館の事業の実施に関し相互の連絡調整を必要とする事項について主としてその処理に当らせ、市町村における公民館活動の充実と効果の増大に努められたい。

なお、連絡調整にあたる公民館が上記の事業に応ずるためにはその施設ならびに設備についておよそ次のような配慮が必要である。

(イ) 建物の面積は講堂を除いて三三〇平方メートル以上とし、講堂については、市町村の学校の講堂、公会堂、体育館など利用可能な施設の状況を勘案し市町村全体の人口数に応じた規模のものを設けること。

出典：『「公民館の設置及び運営に関する基準」の取扱について』(昭和35年2月4日 文部省社会教育局長通達)

(ii) 図書館

図書館の1人当たり最低面積基準

$= (476.04 + (\text{鎌倉市の人口 } 17.4 \text{ 万} - 10 \text{ 万} \div 2 \text{ 万}) \div 10000 \times 16.53) (\text{m}^2) \div$ 貸出利用者数(人)

図書館法施行規則(昭和25年9月6日 文部省令第二七号)に示された市立図書館の面積基準を用いる。

第二章 公立図書館の最低基準

第十七条

市立図書館の建物の延べ面積は、人口三万人の場合は二百四十四・六三平方メートル、人口三万人以上十万人未満の場合は二百四十四・六三平方メートルに三万人を越える人口一万人につき三十三・〇六平方メートルを累加した数、人口十万人以上の場合は四百七十六・〇四平方メートルに十万人を越える人口一万人につき十六・五三平方メートルを累加した数を下ってはならない。

出典：『図書館法施行規則』(昭和25年9月6日 文部省令第27号/最終改正：平成10年文部省令第38号)

(iii) 小学校

小学校の1人当たり最低面積基準

$$= (\text{児童数に応じた校舎面積} + 16 \text{ 学級以上の屋内運動場面積}) (\text{m}^2) \div \text{児童数} (\text{人})$$

小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第十四号）に示された校舎と、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に示された屋内運動場の面積基準を用いる。

第三章 施設及び設備

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

別表 （第八条関係）

イ 校舎の面積

児童数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	500
四一人以上四八〇人以下	500+5×(児童数-40)
四八一人以上	2700+3×(児童数-480)

出典：小学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第14号／最終改正：平成19年12月25日文科科学省令第40号）

（学級数に応ずる必要面積）

第七条 法第六条第一項 前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

3 法第六条第一項 前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

学校の種類	学級数	面積
小学校	一学級から十学級まで	八九四平方メートル
	十一学級から十五学級まで	九一九平方メートル
	十六学級以上	一、二一五平方メートル
中学校及び中等教育学校等	一学級から十七学級まで	一、一三八平方メートル
	十八学級以上	一、四七六平方メートル
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	九三二平方メートル
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	一、〇九七平方メートル

出典：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和33年6月27日政令第89号／最終改正：平成19年12月12日政令第363号）

(iv) 中学校

中学校の1人当たり最低面積基準

$$= (\text{生徒数に応じた校舎面積} + 18 \text{ 学級以上の屋内運動場面積}) (\text{m}^2) \div \text{生徒数} (\text{人})$$

中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第十五号）に示された校舎と、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令に示された屋内運動場の面積基準を用いる。

第三章 施設及び設備

（校舎及び運動場の面積等）

第八条 校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、この限りでない。

別表 （第八条関係）

イ 校舎の面積

生徒数	面積(平方メートル)
一人以上四〇人以下	600
四一人以上四八〇人以下	$600 + 6 \times (\text{生徒数} - 40)$
四八一人以上	$3240 + 4 \times (\text{生徒数} - 480)$

出典：中学校設置基準（平成14年3月29日文科科学省令第15号／最終改正：平成19年12月25日文科科学省令第40号）

（学級数に応ずる必要面積）

第七条 法第六条第一項 前段の校舎に係る政令で定める面積は、小学校、中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものを除く。以下同じ。）又は中等教育学校等（法第三条第一項第二号の二に規定する中等教育学校等をいう。以下同じ。）にあつては、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げる面積とする。

3 法第六条第一項 前段の屋内運動場に係る政令で定める面積は、当該学校の学級数に応じ、次の表に掲げる面積とする。ただし、当該学校が視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等及び肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校である場合には、文部科学大臣が財務大臣と協議して定める面積とする。

学校の種類	学級数	面積
小学校	一学級から十学級まで	八九四平方メートル
	十一学級から十五学級まで	九一九平方メートル
	十六学級以上	一、二一五平方メートル
中学校及び中等教育学校等	一学級から十七学級まで	一、一三八平方メートル
	十八学級以上	一、四七六平方メートル
視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者又は病弱者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	九三二平方メートル
肢体不自由者である児童等に対する教育を行う特別支援学校の小学部及び中学部	一学級以上	一、〇九七平方メートル

出典：義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

（昭和33年6月27日政令第89号／最終改正：平成19年12月12日政令第363号）

(v) 保育園

保育園の1人当たり最低面積基準

＝満2歳未満の幼児の居室面積（乳児室 1.65 m²＋ほふく室 3.3 m²）（m²）÷定員数／2（人）
＋満2歳以上の幼児の居室面積（保育室 1.98 m²＋遊戯場 1.98 m²）（m²）÷定員数／2（人）
※2歳未満と2歳以上の定員は同数とする

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第六十三号）に示された各居室の面積基準を用いる。

第五章 保育所

（設備の基準）

第三十二条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満二歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児一人につき一・六五平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第一号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満二歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号及び第九十四条第二項において同じ。）、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児一人につき一・九八平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児一人につき三・三平方メートル以上であること。

対象	居室	面積基準
乳児又は満2歳未満の幼児	乳児室	1.65 m ² /人
	ほふく室	3.3 m ² /人
満2歳以上の幼児	保育室	1.98 m ² /人
	遊戯場	1.98 m ² /人

出典：児童福祉施設の設備及び運営に関する基準

（昭和23年12月29日厚生省令第63号／最終改正：平成24年5月31日厚生労働省令第88号）

(vi) 青少年施設

青少年施設の1人当たり最低面積基準

＝子どもが生活するための望ましいスペース 1.65（m²）×利用人数（人）

放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日 厚生労働省）に示された子どもが生活するための望ましいスペース面積を用いる。

放課後児童クラブガイドライン

4. 施設・設備

- (2) 子どもが生活するスペースについては児童1人あたりおおむね1.65 m²以上の面積を確保することが望ましい。なお、子どもが体調の悪い時などに休息できる静養スペースを確保すること。

出典：放課後児童クラブガイドライン（平成19年10月19日 厚生労働省）

(vii) 市営住宅

市営住宅の1人当たり最低面積基準(2人以上の世帯)

$$= (10 \text{ m}^2 \times \text{世帯人数} + 10 \text{ m}^2) \div \text{世帯人数}$$

住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日 国土交通省)に示された市営住宅の最低居住面積水準(2人以上の世帯)を用いる。

別紙4 最低居住面積水準

最低居住面積水準は、世帯人数に応じて、健康で文化的な住生活を営む基礎として必要不可欠な住宅の面積に関する水準である。

その面積(住戸専用面積・壁芯)は、別紙1の住宅性能水準の基本的機能を満たすことを前提に、以下のとおりとする。

(1) 単身者 25 m²

(2) 2人以上の世帯 10 m² × 世帯人数 + 10 m²

注1 上記の式における世帯人数は、3歳未満の者は0.25人、3歳以上6歳未満の者は0.5人、6歳以上10歳未満の者は0.75人として算定する。ただし、これらにより算定された世帯人数が2人に満たない場合は2人とする。

注2 世帯人数(注1の適用がある場合には適用後の世帯人数)が4人を超える場合は、上記の面積から5%を控除する。

注3 次の場合には、上記の面積によらないことができる。

- ① 単身の学生、単身赴任者等であって比較的短期間の居住を前提とした面積が確保されている場合
- ② 適切な規模の共用の台所及び浴室があり、各個室に専用のミニキッチン、水洗便所及び洗面所が確保され、上記の面積から共用化した機能・設備に相当する面積を減じた面積が個室部分で確保されている場合

出典：住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日 国土交通省)